

改正

令和元年12月18日条例第14号

志木市行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、市長の附属機関として、志木市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員全員をもって構成する合議体で行う。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総合行政部行政管理課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(最初の委員の任期)

- 2 この条例の施行の後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、1年とする。

(志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 3 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和53年志木市条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年12月18日条例第14号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。